平成２３年（フ）第１７９号
愛知県豊橋市大岩町字境目23番地の３、従前の住所愛知県豊橋市大岩町字大穴60番地１206
債務者　夏目　訓秀
１　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月12日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第３０８号
岡山市北区野田屋町２丁目５番４―402号
債務者　平田真由美
１　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３８０号
岡山市南区大福1280番地２、旧住所岡山市南区内尾78番地
債務者　松浦　幸子（旧姓金子）
１　決定年月日時　平成23年７月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１８３３号
横浜市青葉区鴨志田町553番地３
債務者　奥留　哲也
１　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３７号
長野県佐久市長土呂909番地、住民票上の住所長野県佐久市長土呂747番地14
債務者　茂木　瑞穂
１　決定年月日時　平成23年７月20日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月28日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２３年（フ）第３２０号
岡山県赤磐市是里1808番地
債務者　平尾　正教
１　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６８号
釧路市芦野２丁目７番10号　キャンパスオノA102
債務者　小島留美子
１　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月28日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第１８９号
北海道釧路郡釧路町鳥通東５丁目25番地
債務者　望月　幸治
１　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月28日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第４１５号
川崎市中原区下小田中１丁目25番19―108号、前住所川崎市高津区下野毛１丁目６番12号３Ｆ
債務者　多根　　博
１　決定年月日時　平成23年７月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月27日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第４３８号
川崎市川崎区中島２丁目２番17―204号　第７大栄コーポ
債務者　藤田　一春
１　決定年月日時　平成23年７月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月27日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第３４７号
静岡県焼津市大覚寺1314番地　レオパレスＩＴＯ106
債務者　中村　仁志（旧姓馬庭）
１　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３９４号
静岡県藤枝市岡部町宮島369番地の２
債務者　前島　里美
１　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４３９号
静岡県藤枝市善左衛門２丁目10番地の46
債務者　北堀　千恵
１　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２６号
青森市浪館前田３丁目17番19号　サンシャインハウスＩ103号、申立時の住所青森市里見１丁目６番１号
債務者　張間　敏子
１　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月５日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３６０号
静岡県磐田市中泉226番地４　オオスズビル502号
債務者　有森　武志
１　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月30日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係